

えいせい

都庁職衛生局支部ニュース

発行責任者 支部長小野塚洋行

2008年11月18日 434号

電話 03-3349-1501

都庁内線63-210

労働時間短縮 時間短縮の実施を確認 早期実施に向け速やかに協議

—都庁職として試行を含め早期実施できる職場から実施していくことを都労連に要請—

業務職給料表 当初案△15%を△8%に縮減(2010年4月実施)

都庁職は、08 賃金確定闘争の最重要課題である現業任用問題については、引き続き協議を行っていくことや時間短縮を実施していくことを確認しましたが、今後の協議に委ねられた点もあります。また、現業賃金問題は削減内容を押し返したものの不満の残るものとなっており、職場や支部、組合員の理解と納得が十分に得られる到達点になっていませんが、都労連6単組の総合的な判断と今後の取り組みを再構築していくこととし都労連の判断を受け入れてやむを得ないものと判断しました。

■ 給与

- ・公民格差△372円(△0.09%)と地域手当の引き上げに伴う本給の引き下げ分とあわせ、平均1.4%の引き下げ。
- ・地域手当については現行の14.5%を16%とする。
- ・実施時期 2009年1月1日

■ 特別給(一時金=ボーナス)

- ・改定無し 現行どおり 4.5ヶ月(6月期 2.1ヶ月、12月期 2.15ヶ月、3月期 0.25ヶ月)
- ・年末一時金(期末1.65ヶ月、勤勉0.5ヶ月)12月10日支給(再任用は期末0.95ヶ月、勤勉0.275ヶ月 合計1.225ヶ月)

■ 労働時間短縮

勤務時間の短縮に当たっては、人事委員会の勧告意見の趣旨を重視し、実施上の課題に対する検討を図りつつ、今交渉以降、早期の実現に向け、速やかに協議

■ 所要の調整

- ・本年4月から12月までの期間に係る「所要の調整」については、再任用職員も含め、3月期の期末手当において実施

■ 行政系人事制度の改正について

・1・2級の統合

給与構造・制度の改革の取り組みとして、行(一)、研究職・医(二)、医(三)の給料表の構造を変え、1・2級を統合する。級の統合により1級「係員」、2級「主任」、3級「係長」、4級「課長補佐」という1級1職の構成となる。

・2級職昇任選考の廃止

1級職及び2級職の統合に伴い、現行の2級職選考は廃止する

妥 結 内 容

◇現行水準を昇給カーブのフラット化をいっつつ、平均8%引き下げる。

◇各級の設定は、①1級は行(一)新1級を基本に設定、②4級は行(一)新3級及び新4級の合成、③2級及び3級は上記1級と4級の間をおおむね3分割する形で設定

◇設定方法

ア.1級

- ・1~16号給:独自、17号給:行(一)新1級5号給と同額、18~101号給:行(一)新1級6号給~89号給を基本に調整、101~165号給 間差を4級57号給以下に合わせる(149号給以下は間差の調整)

イ.4級

行(一)新3級と新4級のそれぞれの対応号給の差の3/4を行(一)新3級の当該号給に加えた額

ウ.2級及び3級

- ・1級77号給と4級1号給の間を3分割する形で2級29号給、3級17号給を設定(対応号給は行(一)に準拠)。以下同様に1級と4級の対応する号給を3分割して2級及び3級を設定。

エ.間差等の調整は原則以上の方法で必要最低限の調整を行う。

オ.各号給の給料月額を平均8%引き下げる。初任給調整については、国に準じた額とし、付近の号給の額を調整する。

◇新給料表への切替は、職員が切替日の前日に受けていた号給の給料月額(以下「現給」という)の同額又は直近上位の号給に切替える。また、現給が対応する級の最高号給の給料月額を超える場合は、当該最高号給に切替える。切替日における給料月額が切替日の前日に受けていた給料の金額に達しない職員には、原則として、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給し、地域手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等の算定基礎とする。

◇同額又は直近上位の号給への切替に伴う調整措置として、切替にあたっては、切替日以降の直近の昇給日において、現給の号給に応じて-1~-3号給を基本とする昇給調整を行う。ただし、当該日における昇給調整前の昇給号給数が調整号給数に満たない場合には、次回以降の昇給日において残差号給数分の昇給調整を行う(昇格時同様の取扱とする)

◇給料の調整額は人事委員会勧告による給料表の平均改定率を踏まえた改定をおこなう。

◇本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

◇平成22年4月1日実施

業務職給料表

裏面へつづく。

技能主任職昇任選考	◇ 選考種別のA（短期）とB（長期）を統合し、受験資格等を以下のとおり改正する。 (受験資格)												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">改正案</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 1級職歴：16年以上 ・ 年 齢：58歳未満</td> <td>A（短期）・1級職歴：15年以上 ・年 齢：49歳未満</td> <td>B（長期）・1級職歴：19年以上 ・年 齢：42歳以上58歳未満</td> </tr> </tbody> </table>	改正案	現 行		・ 1級職歴：16年以上 ・ 年 齢：58歳未満	A（短期）・1級職歴：15年以上 ・年 齢：49歳未満	B（長期）・1級職歴：19年以上 ・年 齢：42歳以上58歳未満						
	改正案	現 行											
	・ 1級職歴：16年以上 ・ 年 齢：58歳未満	A（短期）・1級職歴：15年以上 ・年 齢：49歳未満	B（長期）・1級職歴：19年以上 ・年 齢：42歳以上58歳未満										
	(経過措置)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">選考年度</th> <th style="width: 15%;">2 1</th> <th style="width: 15%;">2 2</th> <th style="width: 15%;">2 3</th> <th rowspan="3" style="width: 40%; text-align: center;">本 則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級職歴</td> <td>18年以上</td> <td>17年以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下限年齢</td> <td>39歳以上</td> <td>36歳以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	選考年度	2 1	2 2	2 3	本 則	1級職歴	18年以上	17年以上		下限年齢	39歳以上	36歳以上	
選考年度	2 1	2 2	2 3	本 則									
1級職歴	18年以上	17年以上											
下限年齢	39歳以上	36歳以上											
(選考方法) 勤務評定及び面接													
◇ 実施時期：21年度昇任選考（平成22年4月1日以降に昇任する者の選考）から実施する。													

	妥 結 内 容
昇給基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 職員の仕事と家庭生活との両立支援の観点から、介護休暇取得に係る昇給上の取扱いについて見直す。 ◇ 介護休暇に係る欠勤等の日数の換算について、1日をもって1日と換算する取扱いを1/2日換算とする。 ◇ 平成21年4月1日昇給の判定期間に遡及し適用する。
期末手当の除算制度見直し	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 次世代育成支援の観点から、期末手当における在職期間からの除算制度について見直す。 ◇ 期末手当における在職期間の除算事由から部分休業を除外する。 ◇ 実施時期：平成21年6月に支給する期末手当から適用する。
病気休暇の要件拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 時間を単位として病気休暇を承認することができる要件のうち、「がんに対する抗がん剤、放射線による治療及びこれに準ずるもの」については、おおむね1月以上の期間にわたり2週に1回以上の頻度で治療を受ける場合に取得することができることとする。 ◇ 実施時期：平成21年1月1日
島しょ赴任職員の帰住旅費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 島しょ赴任職員に係る帰住旅費の支給対象事由に、下記の事由を新たに加える。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 妊娠出産休暇又は育児休業を取得した教員等の代替として任用され、業務に従事した臨時的任用職員の任期満了に伴う退職 イ. 妊娠出産休暇を取得した事務職員（事務）又は栄養職員（栄養士）の代替として任用され、業務に従事した臨時的任用職員の任期満了に伴う退職 ウ. アに該当するものを除くほか、教員に欠員を生じた場合にその補充として任用され、業務に従事した臨時的任用職員（期限付任用教員）の任期満了に伴う退職 ◇ 支給要件、支給する旅費の種類その他の支給に関する詳細事項は、現行の定年退職者の取扱いと同様とする。 ◇ 平成21年1月1日以降に退職する職員から適用する。
再雇用職員及び専務的非常勤職員の介護に係る欠勤の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 前年度を初年度として承認した、介護を必要とする一の継続する状態について、雇用更新時においても、介護欠勤を承認することができることとする。 ◇ 実施時期：平成21年4月1日
子どもの看護休暇	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数いる場合には、6日以内で必要と認められる期間を取得できるものとする。ただし、子1人につき5日を限度とする。 ◇ 実施時期：21年1月1日
特地勤務手当及びへき地手当の最高限度額の改正	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 行政職給料表（一）及び研究職給料表：1級及び2級の統合後の各給料表の1級から7級までに適用する限度額は、それぞれ各給料表の2級から8級までの限度額とする。 ◇ 医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）：1級及び2級の統合後の各給料表の1級から6級までに適用する限度額は、それぞれ各給料表の2級から7級までの限度額とする。 ◇ 実施時期：平成21年4月1日